

報告事項 2

損害賠償請求事件等について

このことについて、損害賠償請求事件及び行政文書不開示決定処分取消請求事件の判決言渡しがありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成26年6月5日

教 職 員 課

平成 26 年 6 月 5 日
教 職 員 課

損害賠償請求事件について

このことについて、平成 26 年 5 月 22 日、名古屋地方裁判所半田支部において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 県立学校の元生徒
被告 愛知県

2 事案の概要

原告によれば、県立学校に在学中の平成 16 年 11 月、柔道の授業中に、担当教諭の指導のもとで同級生と試合を組まされ、その同級生に巴投げで投げ飛ばされて後頭部から畳へ落下し、頸椎捻挫等とともに脳脊髄液減少症の障害を負った。

担当教諭には、体格差のある原告と同級生を組ませたこと、危険な巴投げをしないようにする指導が不十分であったこと等の過失があり、被告愛知県は不法行為又は債務不履行による損害賠償責任を負うとして訴訟を提起してきたもの。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由趣旨】

本件事故の発生について担当教諭に安全配慮義務違反の過失が認められるか否かについて検討するに、担当教諭の柔道の指導者としての適格性や、当該学校における柔道の授業のカリキュラム編成及び指導方針に問題は認められない。

また本件事故までに行ってきた指導が不十分であったことや試合の組ませ方に安全面での配慮が欠けていたことは認められないし、試合中の監視体制が不十分であったために生じた事故とも認められない。

結局、本件事故は、柔道の試合の一連の攻撃、防御の動作の過程の中で生じた偶発的なものといわざるを得ず、担当教諭に安全配慮義務違反の過失があるとは認められない。

4 控訴期限

平成 26 年 6 月 5 日(木)

平成 26 年 6 月 5 日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成 26 年 5 月 29 日、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民
被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告は、健康学習課に対して 刈谷工業高校から入手した文書（平成 23、24 年度）刈谷工業高校へ発出した文書（平成 23、24 年度） 刈谷工業高校高 2 生徒の自殺に関する第三者委員会で配布された文書及び議事録、 上記第三者委員会委員の氏名が記載されている文書、について開示請求をした。これに対して教育委員会は個人情報等に該当するとして不開示決定処分及び一部開示決定処分を行ったところ、原告が処分の取消しを求めて提訴してきたもの。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由趣旨】

本件不開示部分には、自殺した生徒に関係のあった学校関係者及び同級生に関する情報や生徒の学年、性別、自殺発生日等が記録されている。これらの情報は個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと言える。

原告は、これらの情報が新聞記事に掲載されていること及び遺族が公表を了承していることを理由に不開示情報に該当しない旨主張するが、処分当時、こうしたセンシティブな情報が新聞報道されることが慣行になっていたとまでは認められず、また遺族が公表を了承しているか否かによって条例所定の不開示情報該当性が左右されるものではない。

また、第三者委員会の委員は、氏名や役職について、非公表にするという前提の下で就任したものであるところ、それに反して公にされると、どこの職場の誰であるかが特定されて第三者から様々な苦情、批判、圧力等を受ける懸念がある。そうすると、これらに対応する負担等を考慮して率直な意見を述べることを控えるなどのおそれがある、第三者委員会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあったというべきである。

よって本件処分は適法である。

4 控訴期限

平成 26 年 6 月 12 日（木）